



一般財団法人国際ピース・ラビング・ピープル財団 倫理規程

第1章 総則

第1条 (組織の使命及び社会的責任)

一般財団法人国際ピース・ラビング・ピープル財団（以下「当法人」という。）は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に応える事業運営に当たるものとする。

第2条 (目的)

本規程は、役職員倫理及び会員倫理の向上のため、役職員及び会員等としての行動準則を定めること等を目的とする。

第3条 (用語の定義)

本規程で用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- ① 役職員：当法人の理事及び監事、評議員、職員、ボランティアスタッフ
- ② 会員等：当法人の賛助会員（個人会員、法人・団体会員）、当法人と協定・契約又は覚書等の締結の関係を有する企業・団体・個人

第2章 役職員倫理

第4条 (役職員の基本的義務)

役職員は、当法人の目的や関係法令等を充分理解の上、中立・透明・公平な業務執行に心がけ、自らの役割を認識し、当法人の社会的信頼の確保、維持、高揚に精励努力しなければならない。

2 役職員は、定款及び諸規程の定め、並びに、理事会の決議を遵守し、高い倫理観と社会的な良識を持って、当法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第5条 (守秘義務)

役職員は、当法人の業務の執行上知り得た機密情報及び個人情報を漏洩し、又は、自己のために利用してはならない。

2 前項の義務は退任後も同様とする。

第6条 (中立性確保義務)

役職員は、当法人の業務の執行上、特定の法人及び個人に対して優先的な取り扱いをし、又は、利益を与えてはならない。

2 役職員は、当法人の業務の執行上、特定の個人を代理又は特定の団体を代表した行動をとってはならない。

3 役職員は、当法人の業務の執行上、不当な差別的取扱いをしてはならない。

第7条 (反社会的勢力への対応)

役職員は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫く。

第8条 (商業的活動等の禁止)

役職員は、当法人の役職員であることを利用して商業的活動を行ってはならない。

2 役職員は、次の各号のいずれかに該当するおそれがある場合には、当法人の名称等（ロゴマーク等を含む。）並びに当法人における役職名を使用してはならない。

- ① 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動の目的に利用される場合
- ② 法令や公序良俗に反する場合
- ③ 特定の個人又は団体の売名に利用される場合
- ④ 主宰する企業及び団体の提供する商品やサービスの品質を担保・証明するものとして利用される場合
- ⑤ 自己のシンボルマークや商標・意匠として使用し、又は、第三者が誤解・混同する場合
- ⑥ その他、不正な使用が行われる場合

第3章 会員等倫理

第9条 (会員等による当法人の名称等（ロゴマーク等を含む。）の使用の禁止)

会員等が、当法人の名称等（ロゴマーク等を含む。）を商業的活動及び個人又は企業・団体の活動に使用してはならない。ただし、当法人が事前に書面により使用を許可した場合は、この限りではない。

2 会員等は、次の各号のいずれかに該当するおそれがある場合には、当法人の名称等（ロゴマーク等を含む。）を使用してはならない。

- ① 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動の目的に利用される場合
- ② 法令や公序良俗に反する場合
- ③ 特定の個人又は団体の売名に利用される場合
- ④ 主宰する企業及び団体の提供する商品やサービスの品質を担保・証明するものとして利用される場合
- ⑤ 自己のシンボルマークや商標・意匠として使用し、又は、第三者が誤解・混同する場合
- ⑥ その他、不正な使用が行われる場合

3 前項各号が守られなかった場合には、理事会は、使用の中止又は差し止めを求めるべきである。また理事会は決議により当該会員等に退会又は解除を勧告できる。

第4章 罰則

第10条 (罰則)

役職員及び会員等が本規程に違反したときは、違反の程度に応じて、懲戒する。

2 役職員が本規程に重大な違反をしたときは、理事会は決議により当該役職員に退任を勧告できる。

3 前項の勧告に応じないときは、理事会は当該役職員に解任を提案することができる。

4 会員等が本規程に重大な違反をしたときは、理事会は決議により当該会員等に退会又は解除を勧告できる。

5 前項の勧告に応じないときは、理事会は決議により当該会員等を除名又は解除することができる。

6 役職員及び会員等が当法人の名称等（ロゴマーク等を含む。）を不正に使用することにより、当法人の運営が著しい影響を受ける場合は、当法人のホームページで公表することがある。

第5章 雜則



第11条（補則）

本規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別途定めるものとする。

第12条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

本規程は、当法人の設立登記の日から施行する。

本規程は、2023年1月10日から改訂施行する。

本規程は、2023年3月1日から改訂施行する。

本規程は、2026年1月25日から改訂施行する。